

## 個人事業主のみなさまへ

### 給与支払報告書提出時のマイナンバー確認について

個人事業主の方が給与支払報告書を提出する場合、個人事業主の方の本人確認(番号確認及び身元確認)をする必要があります。(法人の場合は不要)

下記により、給与支払報告書提出時における必要な書類等をご確認ください。

#### 個人事業主本人が提出する場合

マイナンバー 確認書類	マイナンバーの通知カード(住所・氏名に変更があった場合は不可) 又は 住民票の写し(マイナンバーの記載されたもの)
身元確認書類	《顔写真があるもの》 下記のうちいずれか1つ 運転免許証、パスポート、写真付き住基カード、身体障害者手帳等の官公署が発行した書類 《顔写真がないもの》 下記のうち2つ 健康保険証、年金手帳、介護保険証、社員証など

※マイナンバーカードの場合は両面の写しのみでOK。

#### 税理士等の代理人が提出する場合

個人事業主の マイナンバー 確認書類	マイナンバーカードの写し(番号面) 又は マイナンバーの通知カード(住所・氏名に変更があった場合は不可) もしくは 住民票の写し(マイナンバーの記載されたもの)
代理人の 身元確認書類	《顔写真があるもの》 下記のうちいずれか1つ 税理士証票、マイナンバーカード(写真面)、運転免許証、パスポート、写真付き住基カード等の官公署が発行した書類 《顔写真がないもの》 下記のうち2つ 健康保険証、年金手帳、介護保険証、社員証など
代理権の 確認書類	税務代理権限証書 又は 委任状